（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　せいしんかい

1 政治団体の名称　誠心会

2 主たる事務所の所在地　東京都東村山市廻田町4-3-4

3 代表者の氏名　木原　誠二

4 会計責任者の氏名　西倉　賢二

事務担当者の氏名

柳沼　桂子

（電話）　042-392-4105

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	木原　誠二

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	木原　誠二
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

6.012 号
2.2.-4
東京都選挙管理委員会事務局

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
㊞		

100680

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,830,121
（前年からの繰越額）	910,121
（本年の収入額）	3,920,000
支　出　総　額	4,468,730
翌年への繰越額	361,391

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	3,920,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,920,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,920,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	中村　清治	40,000	H31/1/20	東京都清瀬市上清戸2-5-1	自営業	
2	中村　清治	100,000	R1/8/8	東京都清瀬市上清戸2-5-1	自営業	
3	中村　清治	500,000	R1/9/24	東京都清瀬市上清戸2-5-1	自営業	
4	(小計)	640,000				
5	石井　実	300,000	H31/4/8	東京都清瀬市下清戸3-9-1	会社役員	
6	比留間　市郎	1,000,000	H31/4/17	東京都武蔵村山市三ツ木1-5-1	会社役員	
7	比留間　久仁男	1,000,000	H31/4/18	東京都武蔵村山市中央2-18-3	会社役員	
8	石井　善輝	300,000	R1/7/3	東京都清瀬市下清戸3-385	会社役員	
9	田代　好孝	30,000	H31/3/27	東京都武蔵村山市三ツ木2-47-4	会社員	
10	田代　好孝	30,000	R1/6/27	東京都武蔵村山市三ツ木2-47-4	会社員	
11	田代　好孝	30,000	R1/9/27	東京都武蔵村山市三ツ木2-47-4	会社員	
12	田代　好孝	30,000	R1/12/27	東京都武蔵村山市三ツ木2-47-4	会社員	
13	(小計)	120,000				
14	菱川　清見	3,000	H31/3/27	東京都清瀬市野塩2-387-16-401	会社員	
15	菱川　清見	3,000	R1/6/27	東京都清瀬市野塩2-387-16-401	会社員	
16	菱川　清見	3,000	R1/9/27	東京都清瀬市野塩2-387-16-401	会社員	
17	菱川　清見	3,000	R1/12/27	東京都清瀬市野塩2-387-16-401	会社員	
18	(小計)	12,000				
19	花井　正信	3,000	H31/3/27	東京都清瀬市野塩2-387-18-205	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
20	花井　正信	3,000	R1/6/27	東京都清瀬市野塩2-387-18-205	会社員	
21	(小計)	6,000				
22	立川　利一	6,000	R1/6/27	東京都清瀬市松山1-9-1	会社員	
23	立川　利一	6,000	R1/12/27	東京都清瀬市松山1-9-1	会社員	
24	(小計)	12,000				
25	鈴木　晃	6,000	R1/6/27	東京都清瀬市元町1-7-23	会社員	
26	鈴木　晃	6,000	R1/12/27	東京都清瀬市元町1-7-23	会社員	
27	(小計)	12,000				
28	松村　純一	6,000	R1/6/27	東京都清瀬市松山1-10-1	会社員	
29	松村　純一	6,000	R1/12/27	東京都清瀬市松山1-10-1	会社員	
30	(小計)	12,000				
31	佐々木　敏明	12,000	R1/6/27	東京都清瀬市中清戸2-718-51	会社員	
32	佐々木　敏明	12,000	R1/12/27	東京都清瀬市中清戸2-718-51	会社員	
33	(小計)	24,000				
34	比留間　茂雄	30,000	R1/6/27	東京都武蔵村山市三ツ木1-17-1	会社員	
35	比留間　茂雄	30,000	R1/12/27	東京都武蔵村山市三ツ木1-17-1	会社員	
36	(小計)	60,000				
37	友野　博子	6,000	R1/6/27	東京都清瀬市中里4-701-22	会社員	
38	友野　博子	6,000	R1/12/27	東京都清瀬市中里4-701-22	会社員	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
39	(小計)	12,000				
40	土田　士朗	200,000	R1/10/21	東京都東村山市富士見町1-1-59	会社役員	
41	野田　昌宏	200,000	R1/11/7	東京都東久留米市下里2-7-21	会社役員	
42	江郷　行義	10,000	R1/11/25	東京都武蔵村山市5-39-1	会社役員	
43						
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,920,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	308,730	0	
小計	308,730	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	4,160,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,160,000	0	
合計	4,468,730		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	政治資金監査業務	48,895	H31/3/29	税理士岡野哲史事務所	東京都あきる野市秋川1-1-13ＡＢＣビル5Ｆ	
2	自動車任意保険	196,730	H31/3/29	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	
3	自動車税	58,000	R1/5/20	東京都都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉北6-13-10	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	5,105				
	合計	308,730				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附	490,000	H31/1/10	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
2	寄附	370,000	H31/4/12	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
3	寄附	500,000	H31/4/24	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
4	寄附	500,000	R1/5/13	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
5	寄附	500,000	R1/6/10	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
6	寄附	500,000	R1/6/21	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
7	寄附	300,000	R1/7/3	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市栄町2-28-2-1F	
8	寄附	1,000,000	R1/11/11	自由民主党東京都第二十選挙区支部	東京都東村山市廻田町4-3-4	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	4,160,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	☐	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分	1　取得の価額が100万円を超える動産
摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
自動車	5,580,000円	H25.2.8	1台

(注)　(その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☑　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　1月　24日

政治団体の名称　誠　心　会

会計責任者の氏名　西倉　　賢二　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年１月２４日

誠心会
代表　木原　誠二　殿

登録政治資金監査人　岡野哲史　印
登　録　番　号　第　９４９　号
研修修了年月日　平成２１年４月２１日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、誠心会の令和１年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、誠心会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿及び領収書等が保存されていた。

なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

誠心会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上